

## 宮城産業保健トピックス 3

### 新型インフルエンザ対策②

宮城産業保健推進センター相談員 小林恒三郎

#### (1) 職場における具体的な行動計画(参考例)について (例) A介護老人保健施設(宮城県北部所在)

#### 当施設での新型インフルエンザ対策

目標：入居者の安全確保

インフルエンザ侵入の阻止、食事の提供、  
必要な医療の提供、最小限の機能を維持する。

段階ごとの対応

##### 第一段階(海外発生期) 準備

- ① 学校、保育所が閉鎖を想定し、欠勤者が何人か予測？
- ② 新型インフルエンザについて講義
- ③ 職員へ改めてスタンダードプリコーションの訓練

##### 第二段階(国内発生早期)

発生地域が当施設を含む場合

学校保育所が臨時休校が予測される

職員、利用者へのタミフルの予防的投与がありうる

当施設での対応

- ①施設対策本部設置
- ②入居者が発症した場合、感染症指定医療機関等に紹介入院

③通所リハの停止

④新規入所の制限

⑤面会の制限(臨終等の特別な場合を除き原則面会停止)

⑥食材調達の確認

⑦勤務者数によっては入浴サービスの減量

⑧仙台圏からの通勤の制限

⑨出張業務の停止

⑩必要最小限以外の外出の自粛

⑪(緊急やむを得ない場合以外)個人旅行の禁止

⑫発症職員の出勤停止(発症から10日間)

⑬家族が発症した場合(勤務中マスク着用、食事は皆と別な場所で)

発生地域が当施設を含まない場合

当施設での対応：

当該地域への出張、旅行の禁止、発生地域からの出勤停止

##### 第三段階

当施設での対応

第二段階当施設が発症地域に含まれる場合の対策と原則同じ

ただし、まん延期では発症者の入院は重傷者のみ

仙台圏からの通勤は仙台と当地域との発症者数の比較で再検討

##### 第四段階

当施設での対応

通所サービス、新規入居の受け入れ再開、入居者、職員へのワクチン接種の推進、当施設での対応記録の整理

## (2) 国の新型インフルエンザ対策行動計画

### ①発生段階の定義

発生段階		状態
前段階（未発生期）		新型インフルエンザが発生していない状態
第一段階（海外発生期）		海外で新型インフルエンザが発生した状態
第二段階（国内発生早期）		国内で新型インフルエンザが発生した状態
第三段階		国内で、患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった事例が生じた状態
県の判断	感染拡大期	各都道府県において、入院措置等による感染拡大防止効果が期待される状態
	まん延期	各都道府県において、入院措置等による感染拡大防止効果が十分に得られなくなった状態
	回復期	各都道府県において、ピークを越えたと判断できる状態
第四段階（小康期）		患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

### ②発生段階別対策（行動）の概要

#### 未発生期～発生に備えた準備

事業継続計画策定・リスクコミュニケーション・医療供給体制の整備  
抗ウイルス剤、プレパンでミックワクチン備蓄

#### 海外発生期

ウイルス侵入防止・政府の対策本部設置・海外邦人支援・検疫の集

約化、停留の開始

国民への情報提供強化・医療従事者等へのプレパンでミックワクチン接種開始・パンデミックワクチンの製造

#### 国内発生早期

感染拡大防止・感染者の指定医療機関等への入院措置・休校、集会自粛要請・業務縮小要請

#### 感染拡大期

健康被害最小化・パンデミックワクチン接種を急ぐ

#### まん延期 社会経済機能維持

社会的弱者への支援・重傷者はすべての病院で受け入れる・軽傷者は自宅療養

### ③段階別対策内容

#### 【第一段階】海外発生期

目的：

- 1) ウイルスの国内侵入をできるだけ阻止する。
- 2) 国内発生に備えて体制の整備を行う。

主な対策：

- 1) 海外での発生状況に関する継続的な情報収集及び国内外の関係機関との情報共有を進める。
- 2) 発生国に滞在する在外邦人に対して必要な情報を速やかに伝達し、退避・帰国支援等必要な支援を行う。
- 3) 新型インフルエンザ発生地への渡航自粛、航空機・旅客船の運航自粛等によりウイルス侵入のリスクを軽減する。

- 4) 感染地域からの入国便に対して検疫を行う空港・海港を集約するとともに、入国者に対する健康監視・停留等の措置を強化する。
- 5) 発生国からの外国人の入国を制限するために、査証審査の厳格化や査証発給の停止の査証措置をとる。

**【第二段階】国内発生早期**

目的： 1) 国内での感染拡大をできる限り抑える。

主な対策：

- 1) 患者に対する感染症指定医療機関等への入院措置及び抗インフルエンザウイルス薬の投与を行う。
- 2) 積極的疫学調査を行い、接触者に対しては外出自粛とした上で、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与及び健康観察を行う。
- 3) 地域住民全体への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や人の移動制限を伴うウイルス封じ込めの可否を判断する。
- 4) 発生した地域において、学校等の臨時休業、集会・外出の自粛要請、个人防护の徹底の周知等の公衆衛生対策を実施する。
- 5) パンデミックワクチンの製造を進める。
- 6) 全国の事業者に対し、不要不急の業務の縮小に向けた取組や職場での感染防止策を開始するよう要請する。
- 7) 社会機能の維持に関わる事業者に対し、事業継続に向けた取組を要請する。

**【第三段階】感染拡大期／まん延期／回復期**

目的：

- 1) 健康被害を最小限に抑える。

- 2) 医療機能、社会・経済機能への影響を最小限に抑える。

主な対策：

共通：

- 1) 住民（特に社会的弱者等）への支援を強化する。
- 2) パンデミックワクチンの製造を進め、可能となり次第順次接種する。
- 3) 予防投与の効果及び治療用備蓄の量を踏まえ、予防投与の必要性の有無を検討する。
- 4) 入国時の検疫対応等について、状況に応じて縮小する。

感染拡大期：

- 1) 地域での公衆衛生対策を継続して行う。
- 2) 感染している可能性がある者が受診する医療機関を限定し、医療機関を介した感染拡大を抑制しながら、患者に対し感染症指定医療機関等への入院措置を行う。

まん延期：

- 1) 地域での公衆衛生対策を継続して行う。
- 2) 医療機関における感染の可能性を少なくするため、発症者のうち軽症者は原則として自宅療養とし、電話相談などで医療機関受診の必要性を判断する。
- 3) 抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の対象者を原則として縮小する。予防投与の効果及び治療用備蓄の量を踏まえ、予防投与の必要性の有無を検討する。
- 4) 重症者については、原則として全ての入院医療機関で受け入れて

治療する。

5) 死亡者については、円滑な埋火葬対策を講じる。

回復期：

1) 公衆衛生対策を段階的に縮小させる。

【第四段階】小康期

目的：

1) 社会・経済機能の回復を図り、流行の第二波に備える。

主な対策：

1) 第三段階までに実施した対策について評価を行い、次の流行の波に備えた対策を検討し、実施する。

2) 不足している資器材、医薬品等の調達及び再配備を行う。

※小林先生の「職場の新型インフルエンザ対策にいて」は、本年1月発行の産業情報誌合同号も参照してください。(宮城産業保健推進センターへご連絡下さい。FAX します。)

### (3) 宮城県内の相談窓口

(宮城県)

平日 8:30~17:00 土日祝祭日 9:00~16:00

仙南保健所疾病対策班 0224-53-3121

塩釜保健所疾病対策班 022-363-5504

大崎保健所疾病対策班 0229-91-0714

栗原保健所疾病対策班 0228-22-2117

登米保健所疾病対策班 0220-22-6119

石巻保健所疾病対策班) 0225-95-1430

気仙沼保健所企画総務班 0226-22-6661

県保健福祉部疾病・感染症対策室 結核感染症班  
022-211-2632

(仙台市)

平日 8:30~17:00 土日祝祭日 9:00~16:00

青葉区保健福祉センター管理課 022-225-7211(代)

宮城野区保健福祉センター管理課 022-291-2111(代)

若林区保健福祉センター管理課 022-282-1111(代)

太白区保健福祉センター管理課 022-247-1111(代)

泉区保健福祉センター管理課 022-372-3111(代)